

市営松山通自転車等駐車場精算機及びロック機更新業務委託仕様書

1. 業 務 名 市営松山通自転車等駐車場精算機及びロック機更新業務

2. 概 要

市営松山自転車等駐車場においては、平成15年の供用開始から20年が経過したことにより、駐輪機器全般に経年劣化が見受けられる。

また、保守点検業者による劣化部位の調整や部品交換等により長寿命化に努めてきたが、故障発生率も高くなっており、故障箇所によっては部品の調達ができないという状況もあり、機器の更新を行う。

また、更新するために必要な設置工事費及び機器調整費、導入教育、諸経費を含むものとし、既存機器の撤去廃棄処分については、環境に配慮した適正な処分方法を実施すること。

3. 設置場所概要

名称	市営松山通自転車等駐車場
位置	鹿児島市呉服町2番6
収容台数	自転車：58台 原付：12台 合計：70台
延床面積	70.68㎡
利用時間	全日

4. 機器構成

更新機器	料金精算機	1台
	自転車駐輪ラック	58台
	原付バイクラック	12台
既設継続使用品	埋設配管	1式
撤去廃棄	既設料金精算機	1台
	既設自転車駐輪ラック	58台
	既設原付バイクラック	12台
	既設電線、通信線	1式

(1) 料金精算機

- ① 既設箇所に設置すること。

- ② 料金精算機は自立型とすること。
- ③ 係員の操作により、締め処理を実行することで集金データを締め、結果を印字出力できること。
- ④ インボイス対応の領収書発行が可能であること。
- ⑤ 使用可能な貨幣は千円札、500円、100円、50円、10円とし、新500円硬貨(令和3年11月発行)、新千円札(令和6年7月発行)に対応可能であること。また、つり銭として用いられる10円、50円、100円、500円硬貨は投入されたものが自動的に還流してつり銭となること。
- ⑥ 500円、100円、50円、10円硬貨それぞれの収納状態が満杯になった場合、自動的に収納先が回収箱へ切り替わり、運用が継続できること。
- ⑦ 緊急時に備え、係員の操作により指定したラック番号の開錠、施錠が可能であること。
- ⑧ 係員の操作により、現在入庫又は出庫中のラック番号を印字出力できること。
- ⑨ 係員の操作により、現在の長期駐輪情報を印字出力できること。
- ⑩ 係員の操作により、現在の日付時刻の補正ができること。
- ⑪ 利用者対応のため、係員操作により指定したラック番号の利用履歴が印字出力できること。
- ⑫ ピッキング、扉こじ開け等盗難防止措置を施すこと。
- ⑬ 精算時に利用者に対して音声案内ができること。
- ⑭ 内部データを保護するため、停電、瞬停対策としてデータバックアップ機能を有すること。
- ⑮ 料金改定に容易に対応できるものとし、改定があった場合は速やかに対応可能であること。

(2) 自転車駐輪ラック

- ① 各ラックは個別ロック式であること。
- ② 既設箇所に設置すること。
- ③ ワイヤー型で容易に施錠操作できること。
- ④ ラックごとにLEDランプで満空状態が表示できること。

(3) 原付バイクラック

- ① 各ラックは個別ロック式であること。
- ② 既設箇所に設置すること。
- ③ ワイヤー型で容易に施錠操作できること。
- ④ ラックごとにLEDランプで満空状態が表示できること。

(4) 既設撤去、設置配線工事

- ① 既設機器の撤去に際しては、安全に関する諸法令に従い、仕様書に基づいた施工手順、

施工方法を採用し安全第一で施工すること。

- ② 既設営造物その他に損傷を与えるおそれのあるときは、あらかじめその養生、補強をしておくこと。
- ③ 発生材については、廃棄物処理法等関連法令に基づき適切に処分し、産業廃棄物管理票を提出すること。

(5) 機器調整

機器設置後は、各機器の動作確認を実施すること。

(6) 保守サポート

時の故障に際し、施設管理者より連絡があった場合は、速やかに技術員を派遣し対応可能であること。

5. 履行期限 令和7年3月14日まで

6. その他

(1) 一般的事項

- ① この仕様書は、市営松山自転車等駐車場精算機及びロック機購入及びその設置にかかることに適用する。
- ② 落札者は、作業にあたり、労働安全衛生法等諸法令及び諸法規を遵守すること。
- ③ 落札者は、人身事故、災害又は、第三者に損害を与える事故が発生した場合は、応急処置を講ずるとともに、事故発生原因、経過及び事故による被害の内容等について遅滞なく発注者に報告すること。もし、第三者及び従事者に損害が生じたときは、受託者の負担によってこれを保障すること。
- ④ 落札者は、作業現場に安全巡視員（または安全管理者）を配置し、作業箇所に関する巡視、点検を行い、安全確保に努めなければならない。
- ⑤ 作業現場における交通安全については十分留意し、交通に与える影響を最小限にするように作業及び処理計画を作成して、発注者の承諾を得て、作業箇所内のトラブル、交通事故の絶無を期さなければならない。
- ⑥ 落札者は、仕様書に疑義が生じた場合は全て発注者と協議し、その指示に従わなければならない。また、仕様書に明記してなくとも、設置施行上必要な事項は、発注者の指示に従うこと。
- ⑦ 落札者は設置完了後、検査員の検査を受けること。この際、検査員により手直し等の指示を受けた場合は、速やかに手直しを行い、発注者に報告すること。

(2) 見積金額

見積もる金額は、精算機・ロック機及びその設置並びに既設機器撤去費等に係るすべての費用を含んだ金額とする。

(3) 設置関係事項

- ① 設置前の必要作業事項として、機器現地調査、機器製作を実施すること。
- ② 設置内容は、機器据付、ループコイル埋設、機器結線、機器調整等を実施すること。
- ③ 設置は、上記5に示す履行期限までにすべての事項を終了すること。
- ④ 施工時は、松山自転車等駐輪場の使用者及び使用車両が施工場所付近を通過することが予想されることから、駐車場使用者等への安全対策を万全に行うこと。万が一、事故等が発生した場合は速やかに発注者へ連絡し、必要な対応をとること。
- ⑤ 駐車場管理システム機器設置に伴う電気配線については、「国土交通省電気通信設備工事共通仕様書」及び「鹿児島市電気設備工事一般仕様書」に基づき、施行することとし、アースを確実にとること。なお、設置完了後は電気系統図面・取扱説明書等を納品すること。
- ⑥ 精算機及びロック機は、同施設の稼働状況等を常時監視し、故障時や緊急時の対応等に関するゲートの開閉等遠隔操作可能な機器とすること。
- ⑦ 精算機及びロック機使用方法及び注意事項等を駐車場使用者へ周知するための看板を駐車場入口付近に設置すること。なお、表示内容は発注者と協議し決定する。
- ⑧ 施工関し、関係機関等への必要な申請等がある場合は、落札者が行うこととし、その際の費用については落札者の負担とする。

(4) その他

- ① 駐車場管理システムの初期稼働時は、機器の稼働状況を把握し、故障・不具合等が生じた場合は、直ちに適正な対応をとること。また、非常（停電）時の稼働状況についても同様に確認すること。なお、同時期に発注者の担当者及び関係職員等に対し、精算機及びロック機等に関する取扱説明を行うこと。その際には、必要な機器取扱説明書及び取扱器具、機器の鍵等を納入すること。また、設置した機器等に対し、1年間の無償補償期間を設けること。
- ② 落札者は、落札後、精算機及びロック機の設置までの工程表を速やかに提出し、詳細について発注者と協議すること。
- ③ 精算機及びロック機の設置完了時には、完成図書（機器の仕様明細、取扱説明書等）緊急時の対応及び連絡先等を記した書面等を納入すること。
- ④ その他、施工時に関し疑義が生じた場合は、事前に発注者と協議すること。

5. 成果品の提出

落札者は、本委託業務を完了した時は、市営松山自転車等駐車場精算機及びロック機更新業務委託完了通知書に次に定める成果品を添えて、発注者に提出しなければならない。

- (1) 作業工程表
- (2) 設置作業監督者及び作業員名簿
- (3) 緊急時の連絡体制表
- (4) 機器仕様設計書

- (5) 電気系統設計書
- (6) ネットワーク配線設計書
- (7) 機器取扱説明書
- (8) 機器搬入計画書
- (9) 委託業務の実施状況等作業報告書
- (10) その他発注者落札者協議により定めたもの